

選 択 約 款

業務用デマンド契約

平成 2 9 年 4 月 1 日 実施

太田都市ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	3
9. 需給契約の補償料	4
10. 名義の変更	5
11. 契約の変更または解消	5
12. 契約の変更または解消に伴う契約1時間あたり最大使用量 超過補償料および消費税等相当額	6
13. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料	6
14. 本支管工事費の精算	7
15. 緊急調整時の措置	7
16. その他	7
付 則	8
(別表)	
1. ガス料金の算定方法	9
2. 料金表1	10
3. 料金表2	11

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客様とのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客様は、(1) に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解除することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし (4) に定める場合を除きます。
 - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は廃止に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます（小数点以下切捨て）。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 消費税率とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。
- (7) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

(8) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

4. 適用条件

使用者は、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定め適用を申し込むことができます。

- (1) 契約最大使用量5立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の400倍（小数点以下切捨て）以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が600立方メートル以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた業務用デマンド契約第1種、業務用デマンド契約第2種いずれかを当社と契約していただきます。
- (2) 使用者は、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、および過去の実績等を参考にして、使用者との協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約最大使用量
- ④ 契約年間使用量
- ③ 契約月平均使用量
- ④ 契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

6. 使用量の算定

(1) 当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客様へお知らせいたします。なお、当社（導管部門）は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの（検針値）により、その料金算定期間の使用料を算定いたします。

(2) 最大使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。
(負荷計測器本体は当社（導管部門）の負担とし、取付関係工事費は使用者負担とします。)ただし、負荷計測器の故障の場合には、当社と使用者の協議によってその月における最大使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払期限日（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。
- (2) 当社は、6の規定によりお知らせした使用量に基づき、業務用デマンド契約第1種には（別表）の料金表1を、業務用デマンド契約第2種には（別表）の料金表2を適用して、ガス料金を算定いたします。
- (3) 使用者の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その基本料金は(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします
- (4) 料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第6の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用してガス料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1.(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
 - ① 基準平均原料価格（トン当たり）
70,300円
 - ② 平均原料価格（トン当たり）
別表第6の2(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

$$\begin{aligned} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.7720 \\ &\quad + \text{トン当たりLPG（プロパン・ブタン）平均価格} \times 0.0355 \end{aligned}$$

+トン当たりLPG（プロパンのみ）平均価格×0.0085

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の営業所及び支社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約最大使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料（消費税等相当額を含みます。）に、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)、(2)および(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達補償料

使用者の年間の実績使用量が、契約最大使用量の400倍（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。

$$\begin{array}{l} \text{最大使用量} \\ \text{倍率未達} \\ \text{補償料} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量の} \\ \text{400倍に} \\ \text{相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需} \\ \text{給契約に定める月} \\ \text{別契約量に各月の} \\ \text{単位料金を乗じた} \\ \text{ものの合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除} \\ \text{し小数点第3位を} \\ \text{を四捨五入した額} \\ \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこ

の未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に供給約款に定める料金を適用して算定されるガス料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものいたします。

(2) 契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の1時間あたりの使用量が契約最大使用量の110パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{最大の} \\ \text{1時間} \\ \text{あたり} \\ \text{の使用} \\ \text{量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{契 約} \\ \text{最 大} \\ \text{使用量} \\ \times 1.10 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約種} \\ \text{別の流} \\ \text{量基本} \\ \text{料金相} \\ \text{当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right) \times 1.2$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料といたします。

10. 名義の変更

使用者または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、使用者または当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

11. 契約の変更または解消

- (1) 使用者のガス使用計画に変更がある場合、もしくは2（2）によりこの定めが変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、または使用者に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

12. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料の精算

契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって変更月または解消月以前に契約最大使用量超過補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各補償料を算定しなおして精算いたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、11(1)の規定による契約の変更または解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11(2)の規定による契約の解消であって使用者の契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料の精算は行いません。

13. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、11(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11(2)の規定によるものであって使用者の契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たに本供給条件にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{1か月当たりの} \\ \text{契約種別の} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right)$$

- (2) 新たに本供給条件にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量または契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{前契約の} \\ \text{1か月あ} \\ \text{たりの基} \\ \text{本料金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{新契約の} \\ \text{1か月あ} \\ \text{たりの基} \\ \text{本料金} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{解消日の} \\ \text{翌月から} \\ \text{前契約終} \\ \text{了月まで} \\ \text{の残存月} \\ \text{数} \end{array} \right)$$

14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額（消費税等相当額を含みます。）を全額申し受けます。

15. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1、別表の料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$\begin{aligned} (1) \quad \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} &= \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料 金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ &\quad \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \\ (2) \quad \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} &= \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ &\quad \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \end{aligned}$$

16. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. ガス料金の算定方法

- (1) ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) ガス料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)

①ガス料金に含まれる消費税等相当額＝ガス料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表1 (業務用デマンド契約1種)

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1 か月につき	28,080.00円 (消費税等相当額を含みます)
---------	------------------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	907.20円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	---------------------------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	110.40円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	---------------------------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3 料金表 2 (業務用デマンド契約 2 種)

(1) 基本料金

1 か月につき	6,480.00 円 (消費税等相当額を含みます)
---------	------------------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	907.20 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	----------------------------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	117.42 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	----------------------------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。